平成２４年（フ）第２３１１号
愛知県半田市乙川稗田町51番地の１　ネオシティ半田Ｓ棟301号
債務者　梅木　公昭
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３２９号
名古屋市瑞穂区新開町27番15号　堀田団地１棟908号
債務者　本田　利博
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７８５号
北九州市門司区法師庵３番３―205号
債務者　佐川　剛司
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８２７号
北九州市小倉北区大門１丁目１番１―506号
債務者　中井　　優
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８２８号
北九州市小倉北区大門１丁目１番１―506号
債務者　中井　綾夏
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１１０号
鹿児島県姶良市西餅田1983番地２
債務者　山田　和昭
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
鹿児島県霧島市国分中央２丁目11番13―102号　夕日ヶ丘団地
債務者　山下　和子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第６８９号
熊本市南区城南町舞原287番地23
債務者　吉川　道明
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１２０号
山口県光市室積中央町11番27号
債務者　島原　和行
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１２５号
山口県周南市羽島２丁目12番３―204号
債務者　吉田　　肇
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１４８５６号
東京都墨田区菊川３丁目９―６―201
債務者　武井　直義
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８６４号
東京都豊島区西池袋５丁目13―13―1506
債務者　杉畑雄一朗
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４９２０号
東京都板橋区小茂根１丁目19―16―201
債務者　三浦裕香里
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４９６２号
東京都八王子市別所２丁目12―２―202
債務者　矢野　良樹
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４９６８号
千葉県市川市市川３丁目10―19　コーポ佐合Ａ－１
債務者　山口　　薫
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４９７０号
埼玉県蕨市錦町５丁目13―10　錦荘Ｂ―201号
債務者　滝口　　寛
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４９７１号
埼玉県蕨市錦町５丁目13―10　錦荘Ｂ―201号
債務者　滝口　典子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部